

令和7年度

小規模崩壊地復旧事業

十万地区

復旧工事 仕 様 書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市春田町（河本宅裏）

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、**十萬地区復旧工事** に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」））
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ 1-1-1-27, 1-1-2-20 週休二日の対応
 - ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
 - ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
 - ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
 - ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第 1 章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負代金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要し

ないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を申請することができる。

ただし、令和7年4月3日付「災害復旧工事における特例措置」の期間にあつては、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととする。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること
 - (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、密接に関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められたものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
- (1) 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
- (1) 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (2) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - (3) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 5 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置要件の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。
一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。
 - (1) 下請契約金額の総額が 5,000万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
 - (2) 請負代金額 4,500万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。
 - (3) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について配置する技術者が、兼務する工事件数（請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満）は、この工事を含めて3件までとする。
 - (4) 請負金額が 4,500万円以上 1億円未満の工事で建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、主任技術者が兼務できる工事件数は、この工事を含めて2件以内とする。
- 2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の誓約書の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「6. 誓約書」によらず、次のとおり取り扱う。
「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。
 - (1) 請負代金額が 4,500万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合

配置する主任技術者又は監理技術者について、他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書。

(2) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合

配置する主任技術者又は監理技術者について、次の〔1〕又は〔2〕に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在 3 件（本件工事は含まない。）以上の工事に配置していない旨の誓約書。

〔1〕 500万円以上 4,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上 9,000万円未満）の建設工事の主任技術者又は監理技術者

〔2〕 災害復旧工事以外の工事の現場代理人

第 6 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-25 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 7 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月 広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 8 節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者も

これを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

（１）工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（２）再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（３）上記（１）、（２）に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

（１）建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地

（２）建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

（３）建設発生土の搬出元の名称及び所在地

（４）建設発生土の搬出量

（５）建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

1 3 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する 9 (1) ～ (5) に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9 の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 2 章 材 料

第 1 節 寒中コンクリート

当該工事における次の対象構造物は寒中コンクリートとして施工し、次のとおり取り扱うこと。

1 対象構造物

令和 7 年 12 月 1 日から 令和 8 年 2 月 28 日 までの期間に施工するコンクリート構造物。
ただし、ダムコンクリート（砂防ダムを除く）、トンネル坑内、場所打ちコンクリート杭、均しコンクリートは除く。

2 養生方法

養生方法は給熱養生を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。

3 打設数量の確認

対象構造物のコンクリート打設数量については、施工後、打設図等の数量確認資料を作成し監督職員へ提出すること。

第 3 章 施工条件

第 1 節 建設副産物

1 建設発生土〔搬出〕（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 (株)角栄組 第3建設発生土処分場 庄原市春田町字永面田46-1

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第 4 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

工 事 概 要							
工 事 名	十萬地区 復旧工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市春田町（河本宅裏）						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単位	摘 要
				当初	変更		
	山腹工						
	治山土工	残土処理工	運搬 礫質土	2.0		m3	
			残土積込 礫質土	30.0		m3	
			残土運搬 礫質土	30.0		m3	
			処分費 礫質土	30.0		m3	
	法切工	法切工	法切 人力 礫質土	28.0		m3	
	法面工	法枠工	簡易法枠工（H=150、枠内 モルタル）	79.0		m2	
	防護柵工	作業土工	床堀 人力 礫質土	2.0		m3	
			埋戻 人力 コンクリート	1.7		m3	
			運搬 コンクリート	4.0		t	
		転落防止柵	転落防止柵 H1200	40.0		m	
			フェンス用ブロック積	21.0		個	
			運搬 材料運搬	21.0		個	
	銘板工	銘板工	堤名板 A型	1.0		枚	
	仮設工	防護施設工	仮設防護柵 H=1.50	7.0		m	

令和 7 年度

十万地区復旧工事

庄原市春田町（河本宅裏）

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積 算 情 報

工事名	十万地区復旧工事		
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	林道 令和07年度
工種区分	治山・地すべり防止工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 7年 8月 1日付 林道	単価地区	51:庄原市(旧総領町,旧東城町,旧高野町を除く)
機損適用年月日	令和 7年度 公共	歩掛適用年月日	令和 6年10月 治山林道

補 正 情 報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 補正無し 現場管理費 …………… 補正無し
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	0 % ~ 5 % 以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

十万地区復旧工事_

[illegible]

諸 経 費 設 定 情 報

名 称	値
【 週休2日補正 】	補正なし
【 工区名称：治山・地すべり防止工事01】	
[共通設定]	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	0 % ~ 5 % 以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
工事価格端数調整	行わない
現場環境改善費計上区分	計上しない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
[現場環境改善費]	
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正率合計値の上限 (%)	0
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
[一般管理費等]	
率指定	しない
乗算補正(*n)	0
加算補正(+n) (%)	0
契約保証に係る額の対象額(円)	0
目標額(円)	0

諸 経 費 設 定 情 報

[illegible]

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
治山・地すべり防止工事01	1	式				
山腹工	1	式				処:
治山土工	1	式				処:
残土処理工	1	式				処:
人力運搬(運搬～取卸し) 換算距離40m以下	2	m3			P 1 号	
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)	30	m3			P 2 号	
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3) 土砂 3.0km以下 DID区間無 作業損耗費(良好)含む	30	m3			P 3 号	
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 (株)角栄組第3建設残土処分場 受入地 庄原市春田町	30	m3				処:
法切工	1	式				
人力のり切	28	m3			施 4 号	
法面工	1	式				
法枠工	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
簡易法砕工（土砂用） H-150，□1500(枠内11外吹付)	79	m2			施 5 号	
防護柵工	1	式				
作業土工	1	式				
床掘り 土砂 現場制約あり	2	m3			P 6 号	
コンクリート 人力打設 無筋・鉄筋構造物 18-8-40高炉60%小型 一般養生	1 7	m3			P 7 号	
人力運搬(運搬～取卸し) 換算距離40m以下	1 7	m3			P 1 号	
小車運搬(積込み～小車運搬～人力取卸し) コンクリート 換算距離 40m以下	4	t			単 8 号	
転落防止柵	1	式				
小車運搬(積込み～小車運搬～人力取卸し) セメント・鋼材・木材・二次製品等 換算距離 40m以下	0 7	t			施 9 号	
基礎ブロック 金網柵 基礎碎石無し	21	基			P 10 号	
小車運搬(積込み～小車運搬～人力取卸し) セメント・鋼材・木材・二次製品等 換算距離 40m以下	0 3	t			施 9 号	
金網・支柱(立入防止柵) 基礎ブロック 支柱間隔2m	40	m			P 11 号	

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ネットフェンス<丸パイプ型>亜鉛めっき 高張力,2.6×56支柱めっき H1200	40	m				
銘板工	1	式				
銘板工	1	式				
林道名板 (A 型 ・ アルミ軽合金) 200 × 150 × 10mm	1	枚				
仮設工	1	式				
仮設防護柵工	1	式				
仮設防護柵工 H=1.5m	7	m			施 12 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				金銭的保証を必要としない
消費税等相当額	1	式				
合計						

十万地区復旧工事

[illegible]

十万地区復旧工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】 積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外) 1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			20.80				
小型バックホウ(クロー) [標準・排対:2次] 標準バックホウ 山積0.13m3 [平積0.10m3]			20.80				
【労務】			71.28				
運転手 (特殊)			71.28				
【材料】			7.92				
軽油 バトロール給油,2~4KL積載車給油			7.92				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 5 作業内容 小規模(標準以外)				

十万地区復旧工事

【 第 3 号 施工パッケージ 】							
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3) 土砂 (3.0km以下 DID区間無 , タイヤ損耗費(良好)含む)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			18.57				
ダンプトラック[オート・ディーゼル] 2t積級			18.57				
【労務】			72.35				
運転手(一般)			72.35				
【材料】			9.08				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			9.08				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2 土砂等発生現場 小規模 [J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む) [JF] = 5 運搬距離 3.0km以下			[J2] = 6 積込機種・規格 バックホウ山積0.13m3(平積0.1m3) [J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無				

十萬地區復旧工事

【 第 4 号 施工单価表 】

人力のり切

10 m3 当り

[illegible]

十万地区復旧工事

【 第 5 号 施工単価表 】						
簡易法砕工（土砂用） H-150，□1500(枠内丸外吹付)						100 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
法面清掃工						
簡易法砕工	100	m2			施 13 号	
ラス張工						
簡易法砕工	100	m2			施 14 号	
鉄筋等設置工 H=150						
簡易法砕工	100	m2			施 15 号	
アンカー設置工(土砂の場合) 砂質土・礫混り土・玉石混り土						
簡易法砕工	100	m2			施 16 号	
法砕吹付工						
簡易法砕工	5.27	m3			施 17 号	
モルタル吹付工 枠内吹付有 厚5cm 施工規模100m2未満 時間制約無	55.9	m2			施 18 号	
諸 雑 費 （丸め）						
	1	式				
計						
単位当たり						

十万地区復旧工事_

【 第 6 号 施工パッケージ 】								1	m3 当り
床掘り 土砂 現場制約あり									
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【労務】			100.00						
普通作業員			100.00						
【端数調整】									
[条件]			[J2] = 6	施工方法 現場制約あり					
[J1] = 1 土質 土砂									
[SF] = 2 普通作業員(山林砂防工) 普通作業員									

十万地区復旧工事

【 第 7 号 施工パッケージ 】							
コンクリート 人力打設 無筋・鉄筋構造物							
(18-8-40高炉60%小型 , 一般養生)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】			29.40				
普通作業員			13.20				
特殊作業員			7.51				
土木一般世話役			6.69				
その他(労務)							
【材料】			70.60				
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%) , 高炉			70.60				
【端数調整】							
[条件]							
[J1] = 1 構造物種別 無筋・鉄筋構造物			[J9] = 3 打設工法 人力打設				
[N1] = 32 コンクリート規格 18-8-40(高炉)W/C60%			[J5] = 2 養生工の種類 一般養生				
[J7] = 2 現場内小運搬の有無 無し			[N3] = 2 生の小型車割増 小型車割増あり				
[SF] = 2 普通作業員(山林砂防工) 普通作業員							

十万地区復旧工事_

【 第 8 号 単価表 】						
小車運搬(積込み～小車運搬～人力取卸し) コンクリート (換算距離 40m以下 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
普通作業員		人				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						

十万地区復旧工事_

【 第 9 号 施工単価表 】						
小車運搬(積込み～小車運搬～人力取卸し) ㊦㊮・鋼材・木材・二次製品等 (換算距離 40m以下 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
普通作業員		人				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 5 種別 ㊦㊮・鋼材・木材・二次製品等		[B] = 2	換算距離	換算距離 40m以下		
[SF] = 2 山林砂防工(普通作業員) 普通作業員						

十万地区復旧工事

【 第 10 号 施工パッケージ 】								1 基 当り
基礎ブロック 金網柵								
(基礎砕石無し ,)								
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準	
【労務】			80.72					
普通作業員			72.55					
土木一般世話役			8.17					
【材料】			19.28					
フェンス用基礎ブロック 200×200×450mm 参考質量31kg			19.28					
【端数調整】								
[条件]								
[J2] = 1 基礎種別 基礎ブロック			[J3] = 1 構造物種別 金網柵					
[J5] = 1 基礎砕石 無し			[y1] = 3 フェンス用基礎ブロック規格 200×200×450mm					

十万地区復旧工事

【 第 11 号 施工パッケージ 】 金網・支柱(立入防止柵) 基礎ブロック (支柱間隔2m ,)								1 m 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準	
【労務】			100.00					
普通作業員			90.38					
土木一般世話役			8.81					
その他(労務)								
【端数調整】								
[条件] [J2] = 1 基礎種別 基礎ブロック			[J4] = 2 支柱間隔 2m					

十万地区復旧工事

【 第 12 号 施工単価表 】 仮設防護柵工 H=1.5m 3 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
丸パイプ φ 48.6mm , L=1.5m	5	本				
丸パイプ φ 48.6mm , L=3.0m	7	本				
丸パイプ φ 48.6mm , L=1.0m	5	本				
自在クランプ φ 48.6用	20	個				
金網 菱形・亜鉛引 , 4mm × 50mm 目	11.2	m2				
シート 防火養生シート , 幅1.8m × 長さ5.4m	11.7	m2				
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
普通作業員		人				
諸 雑 費 (丸め)						
計	1	式				
単位当たり						

十萬地区復旧工事_

【 第 13 号 施工単価表 】						
法面清掃工 (簡易法枠工 ,)					100	m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
法面工		人				
普通作業員		人				
諸雑費		人				
労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[SF] = 2 山林砂防工(普通作業員) 普通作業員						

十万地区復旧工事

【 第 14 号 施工単価表 】						
ラス張工 (簡易法枠工 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
法面工		人				
普通作業員		人				
ひし形金網<JISG3552> 亜鉛めっき鉄線(Z-GS2) 線径2.0,網目50mm	140	m2				
アンカーピン(ラス張) φ16mm L=400mm	30	本				
補助アンカーピン(ラス張) φ9mm L=200mm	150	本				
発動発電機運転(賃料) デ・イーゼ 1145kVA 排対型:1次基準		日				
諸雑費 労務費、発動発電機の%		%				
計						
単位当たり						
[条件] [x] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準		[SF] = 2	山林砂防工(普通作業員) 普通作業員			

十万地区復旧工事

【 第 15 号 施工単価表 】						
鉄筋等設置工 H=150				100	m2 当り	
(簡易法枠工 ,)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
法面工		人				
普通作業員		人				
簡易法枠組立枠 H = 1 5 0 W = 340 H = 140 L = 400	94	個				
異形棒鋼<JISG3112> SD295, D10 単位質量0.56kg/m	221.13	kg				
諸雑費						
労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 規格区分 H=150		[B] = 1 部材 組立枠				
[C] = 94.000 個 部材数量		[D] = 0.189 t 鉄筋数量				
[E] = 0.000 本 補助アンカ-数量		[y1] = 1 鉄筋径 SD295A 径10mm				
[SF] = 2 山林砂防工(普通作業員) 普通作業員						

十萬地区復旧工事

【 第 16 号 施工単価表 】						
アンカー設置工(土砂の場合) 砂質土・礫混り土・玉石混り土 (簡易法枠工 ,)						100 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
法面工		人				
普通作業員		人				
枠用主アンカー D16 , L=750mm	52	本				
諸雑費						
労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[C] = 52.000 本 枠用主アンカー本数		[A] = 1	土質区分 砂質土・礫混り土・玉石混り土			
[D] = 1 枠用主アンカー規格 D16 長さ400～1000mm		[SF] = 2	山林砂防工(普通作業員) 普通作業員			

十万地区復旧工事

【 第 17 号 施工単価表 】						
法枠吹付工 (簡易法枠工 ,)					10	m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				
法面工		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
セメント(袋) 普通ポルトランド 25kg/袋	5.46	t				
コンクリート用砂 荒目(洗い)	16.12	m3				
モルタルコンクリート吹付機運転 湿式モータ駆動0.8～1.2m3/h		時間				
ホイールローダ運転(賃料) 0.34m3 排対型:1次基準		日				
諸雑費 労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件] [M1] = 2 セメント区分 普通ポルトランドセメント(袋物)		[A] =	0.000 kg	補強繊維数量		

十万地区復旧工事_

【 第 17 号 施工单価表 】

(続 き)

法棒吹付工

10 m3 当り

(簡易法枠工

)

[illegible]

十万地区復旧工事_

【 第 18 号 施工単価表 】						
モルタル吹付工 枠内吹付有 厚5cm 施工規模100m2未満 (時間制約無 ,)						1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
法面工 モルタル吹付工 厚5cm 【材工共】	1	m2				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 吹付厚 厚5cm		[B] = 5 施工規模 施工規模100m2未満				
[C] = 1 時間制約 時間制約無		[F] = 2 枠内吹付区分 枠内吹付有				

庄原市 春田町 十万地区

数量総括表

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4			数量	単位	備 考
山腹工	治山土工							
		残土処理工						土量配分表より
			運搬	礫質土		2	m3	人力運搬 換算距離40m以下 フェンス用基礎分
			残土積込	礫質土		30	m3	バックホウ0.13m3積込(ルーズ) 法切+フェンス用基礎
			残土運搬	礫質土		30	m3	ダンプトラック2t 運搬距離 L=2.7km
			処分費	礫質土		30	m3	株式会社角栄組第3建設残土処分場
	法切工							
		法切工						
		法切	人力	礫質土	28	m3	機械積込別途 バックホウ0.13m3積込(ルーズ)	
	法面工							
		法枠工						
			簡易法枠工	法面清掃工		78.7	m2	
				ラス張工	#40 50×50mm	78.7	m2	
				鉄筋・組立枠設置工	H=150	78.7	m2	
				アンカー工(礫質土)	D16 L=750mm	41	本	78.7 / 100 × 52 = 41
				枠シート設置工	1,150×1,150mm	78.7	m2	
				法枠吹付工	モルタル	4.1	m3	78.7 / 100 × 5.27 = 4.1
				枠内吹付工	モルタル(t=5cm)	44.0	m2	78.7 / 100 × 55.9 = 44.0
	防護柵工							
		作業土工						

庄原市 春田町 十万地区

数量総括表

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4			数量	単位	備 考	
			床掘	人力	礫質土	2	m3	人力掘削積込 フェンス用基礎分0.1×21箇所=2.1m3	
			埋戻	人力	コンクリート	1.7	m3	フェンス用基礎巻き込み0.08×21箇所=1.7m3	
			運搬	コンクリート		4.0	t	人力運搬 換算距離40m以下 フェンス用基礎巻き込み 1.7 ×2.35 (t/m3)	
		転落防止柵							
		転落防止柵		H=1,200	40.0	m	ネットフェンス<丸パイプ型>亜鉛めっき 高張力,2.6×40,支柱めっき 単位質量 8.4(kg/m)		
		フェンス用ブロック基礎		200×200×450	21	個	参考質量31kg		
		運搬	材料運搬		21	個	人力運搬 換算距離40m以下 フェンス用基礎		
	銘板工								
		銘板工							
			堤名板	林道名板(A型)	150×200×10mm	1	枚		
仮設工	仮設工								
		防護施設工							
		仮設防護柵	H=1.50		7.0	m			

土 量 配 分 表

掘 削	地山土量
掘 削(人)	
掘 削(機)	
計	

	変化率による換算	流用土
盛土	0/0.9	
計		
残土	0 - 0	

盛 土	盛土土量
盛 土	
計	

作業土工	地山土量
床 掘(人)	
床 掘(機)	
計	

作業土工	埋戻土量
埋 戻(コンクリート)	
計	

法 切	地山土量
法 切(人)	28
法 切(機)	
計	28m3

崩 土	地山土量
掘 削(崩土)	
法 切(崩土)	
計	

残土処理(礫質土)	28m3
残土処理(軟岩)	

軟岩	地山土量
計	

庄原市 春田町 十万地区

法切・法面工 数量計算表

測点名	距離 (m)	法 切 人力・礫質土				法 切 機械・礫質土				法 枠 工 簡易法枠			
		修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積	修正距離	法長	平均	面積
		(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m)	(m)	(m2)
No. 0	0. 0		0. 4								1. 5		
No. 1	5. 3		1. 8	1. 10	5. 8						6. 0	3. 75	19. 9
		4. 3	3. 4	2. 60	11. 2					4. 3	8. 0	7. 00	30. 1
			3. 4								7. 4		
No. 2	5. 3	1. 0	3. 4	3. 40	3. 4					1. 0	7. 4	7. 40	7. 4
No. 3		2. 8	2. 0	2. 70	7. 6					2. 8	7. 8	7. 60	21. 3
合計	10. 6	28. 0								78. 7			
設計数量		28								78. 7			